現行計画	改訂案	理由等
沖縄県外来種対策行動計画 ～ 外来種から沖縄の自然を守るために ～ 令和２年３月 沖　縄　県	沖縄県外来種対策行動計画 ～ 外来種から沖縄の自然を守るために ～ 令和２年３月 （令和〇年〇月改訂） 沖　縄　県	

目　　次

Ⅰ．行動計画の位置づけと目的 1

Ⅱ．外来種対策の行動計画 3
（１）対策基盤の整備 3
（２）侵入の防止（予防） 7
（３）防除の推進 9

Ⅲ．行動計画の推進と見直し 15
（１）計画の推進体制 15
（２）計画の進捗管理 15
（３）計画の見直し 16

目　　次

1　行動計画の位置づけと目的 1

2　行動計画の内容 3
(1)　県民への普及啓発・情報ネットワーク・人材育成・技術開発の強化 3
(2)　侵入の防止（予防） 8
(3)　防除の推進 9

3　計画の推進と見直し 11
(1)　行動計画の推進体制 11
(2)　行動計画の進捗管理 11
(3)　行動計画の見直し 13
(4)　外来種リスト及び計画等の見直し 13

(1)　県民への普及啓発・情報ネットワーク・人材育成・技術開発の強化

・現行計画の「対策基盤の整備」は、抽象的で誤解を招くおそれがあるため、具体的な３分野を明示することで、取組の内容（普及啓発・情報連携・人的資源強化・技術的支援）を分かりやすく伝えるため変更した。

(4)　外来種リストの見直し

・現行計画では、外来種リストの見直しに関する事項について「(3) 計画の見直し」の中に含めていたが、改訂案では「(4)外来種リストの見直し」として項目出しした。

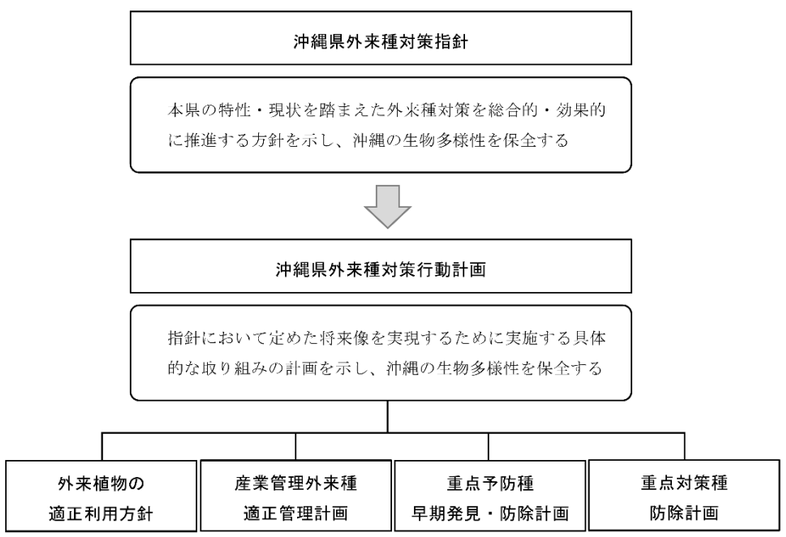
Ⅰ．行動計画の位置づけと目的

沖縄県は、外来種による影響を最小限に抑え、沖縄の生物多様性を保全していくため、外来種対策の方向性を示す「沖縄県外来種対策指針」を平成 30（2018）年度に策定しました。外来種とは、意図的・非意図的を問わず人為的な導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種のことを指し、「沖縄県外来種対策指針」では、国外からの外来種、国内（他県）からの外来種、そして国内（県内の別の島）からの外来種の３つを対象に対策の方針を示しています。

「沖縄県外来種対策行動計画」は、「沖縄県外来種対策指針」において定めた将来像を実現するために実施する具体的な取り組みの計画を示すものです。

沖縄県外来種対策指針で示した将来像

本県への侵略的外来種の侵入が予防され、すでに定着している侵略的外来種については対策が実施され、外来種による生態系等への影響が最小限に抑えられ、人の生命・身体、農林水産業への被害が防止されるとともに、生物多様性が保全されている。



行動計画の位置づけ

1　行動計画の位置づけと目的

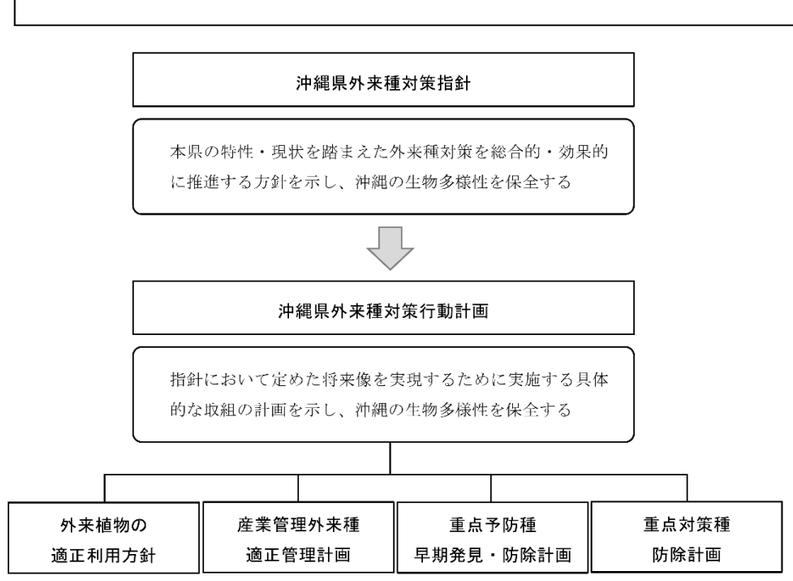
沖縄県は、外来種による影響を最小限に抑え、沖縄の生物多様性を保全していくため、外来種対策の方向性を示す「沖縄県外来種対策指針（以下、「指針」という。）」を平成 30（2018）年度に策定しました。その後、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）」改正等を踏まえ、令和８（2026）年度に指針を改訂しました。

外来種とは、意図的・非意図的を問わず人為的な導入によりその自然分布域の外に生育又は生息する生物種のことを指し、指針では、国外、国内（他県）、国内（県内の別の島）由来の外来種のうち、沖縄県の生態系等へ影響を及ぼす、またはそのおそれのある侵略的外来種を対象に対策の方針を示しています。

「沖縄県外来種対策行動計画」は、指針において定めた将来像を実現するために実施する具体的な取組の計画を示すものです。

指針で示した将来像

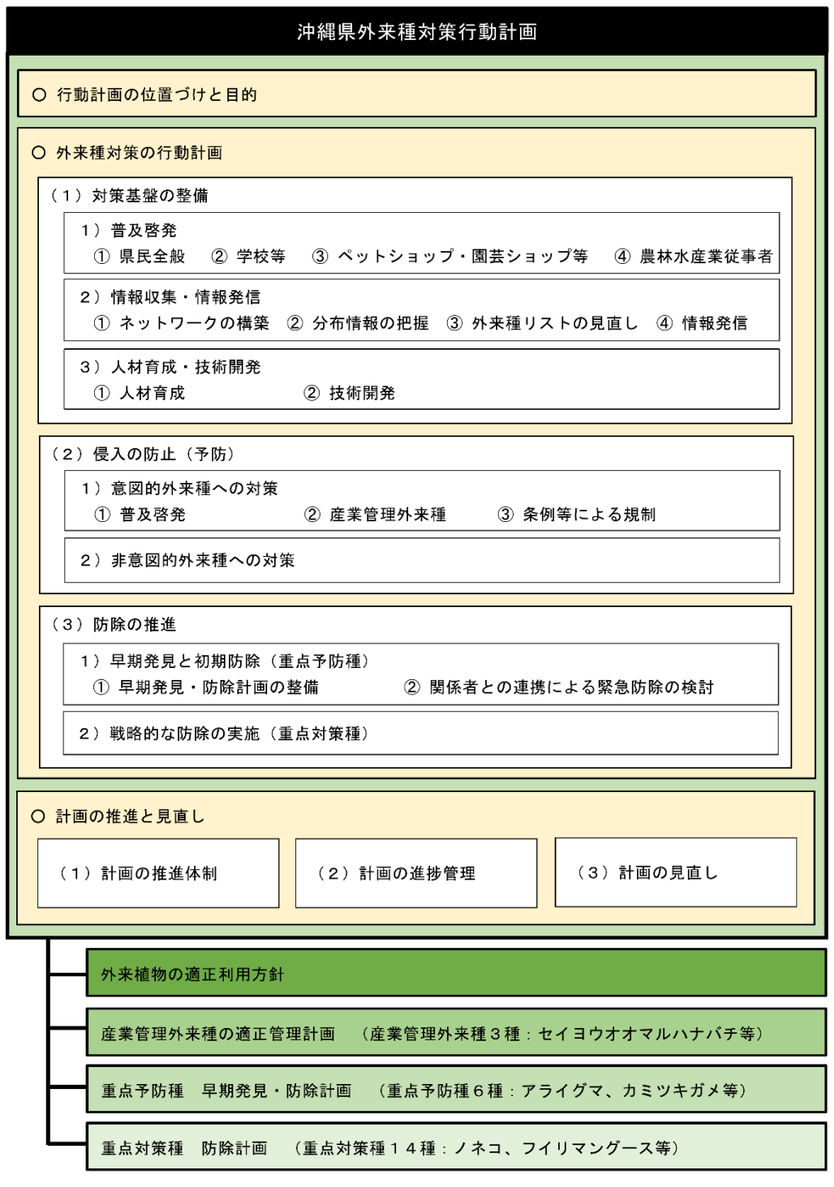
県民一人ひとりが外来種問題について責任を持ち、本県への侵略的外来種の侵入を予防し、すでに定着している侵略的外来種については対策を実施することで、外来種による負の影響を軽減し、沖縄型ネイチャーポジティブの実現に貢献する。



行動計画の位置づけ

1　行動計画の位置づけと目的

・指針の将来像を改訂したことを受け、行動計画でも同様の方向性を反映し、位置づけと目的を明確化し、計画はその実現のための具体的取組を示すものと位置づけた。





(1)　県民への普及啓発・情報ネットワーク・人材育成・技術開発の強化

・指針（改訂案）との整合を図り、項目名を更新した。

ア　普及啓発

・外来種の侵入のおそれがある業種として、（オ）土木・建築業、造園業関係従事者、（カ）運輸業関係従事者についても項目を追加し、取組の方向性等を記載した。

(2)侵入の防止（予防）

ア　意図的外来種への対策

（ウ）条例による対策

・「沖縄県希少野生動植物保護条例」の指定外来種指定による対策について記載した。

イ　非意図的外来種への対策

・「(ア）物流・工事等に関する外来種対策」と「(イ）条例による対策」に区分して記載し、条例による対策として、「公有水面埋立における埋立用材に係る外来生物の侵入防止に関する条例」による侵入防止対策について記載した。

・外来種リストが毎年度見直されるため、産業管理外来種、重点予防種、重点対策種の具体的な種数・種名等は記載しないこととした。

Ⅱ．外来種対策の行動計画

（１）対策基盤の整備

１）普及啓発

① 県民全般

外来種はペット等としても多く利用されており、私たちの生活と密接に関わっています。このため、県民一人ひとりが外来種問題を認識し、外来種被害防止三原則（「入れない」「捨てない」「広げない」）を守ることが大切です。

現在実施している捨て犬・捨て猫ゼロを目指した「一生うちの子プロジェクト」によりペットの適正飼養を促すとともに、行政施設等においてパンフレットの配布やポスターの掲示等を行い、県民全体の外来種問題への意識向上を図ります。また、県内で開催されるイベント（県民環境フェア等）にブースの出展を行い、パンフレットの配布やパネルの展示を行います。

【環境部】【保健医療部】



一生うちの子プロジェクトパンフレット



マングース対策事業パンフレット

② 学校等

小学校、中学校、高等学校等における教育は、県民の基本認識の形成に大きな影響があります。このため、学校種別に応じた外来種に関するパンフレット等を作成し、配布を行います。また、学校では教材として外来種が利用されることも多く、外来種を適正に管理するとともに正しい知識を子どもたちに伝えることも重要となることから、教員の外来種に対する意識や知識の向上を図るための取り組みを行います。さらに、効果的に外来種について学ぶことができる教材の提供などを通して、学校での取組を支援していきます。また、これらのパンフレットや教材等の資料提供にあたっては、配布後にアンケート調査等を行い、普及啓発の効果を検証します。

【環境部】【教育委員会】

2　行動計画の内容

(1)　県民への普及啓発・情報ネットワーク・人材育成・技術開発の強化

ア　普及啓発

外来種対策を効果的に進めるには、県民や民間企業、団体等の多様な主体が連携して取り組む必要があります。そのため、外来種問題や対策の必要性について正しい理解を促すとともに、特に重要となる以下の対象に対して重点的な普及啓発を図っていきます。

（ア）　県民全般

外来種はペット等としても多く利用されており、私たちの生活と密接に関わっています。このため、県民一人ひとりが外来種問題を認識し、外来種被害予防三原則（「入れない」「捨てない」「広げない」）を守ることが大切です。

現在実施している捨て犬・捨て猫ゼロを目指した「一生うちの子プロジェクト」によりペットの適正飼養を促すとともに、行政施設等においてパンフレットの配布やポスターの掲示等を行い、県民全体の外来種問題への意識向上を図ります。また、県内で開催されるイベント（県民環境フェア等）にブースの出展を行い、パンフレットの配布やパネルの展示を行います。

【環境部】【保健医療介護部】



一生うちの子プロジェクトパンフレット



マングース対策事業パンフレット

（イ）　学校等

小学校、中学校、高等学校等における教育は、県民の基本認識の形成に大きな影響があります。このため、学校種別に応じた外来種に関するパンフレット等を作成し、配布を行います。また、学校では外来種が飼育されることも多く、外来種を適正に管理するとともに正しい知識を子どもたちに伝えることも重要となることから、教員の外来種に対する意識や知識の向上を図るための取組を行います。さらに、効果的に外来種について学ぶことができる教材の提供など

(1)　県民への普及啓発・情報ネットワーク・人材育成・技術開発の強化

・現行計画の「(1)対策基盤の整備」は、抽象的なタイトルとなっていたため、取組（普及啓発・情報連携・人的資源強化・技術的支援）を明記した。

・「ア　普及啓発」全体として、外来種対策は、県民や事業者の行動変容が不可欠であることの説明を追記した。

③ ペットショップ・園芸ショップ等

ノネコやノイヌ、熱帯魚など、もともとペットとして飼育されていた動物や園芸植物が野外に逸出し、外来種となって生態系に影響を及ぼす例があります。このため、県民全般にペットや園芸植物等の適正飼養・栽培を促すためには、取扱事業者の協力が必要です。

県内のペットや園芸植物の取扱事業者、飼育・展示施設等に対し、外来種問題の啓発を行うとともに、チラシ配布やポスター掲示への協力を要請していきます。

【環境部】



ミシシッピアカミミガメ



オウゴンカズラ（ポトス）

ペットや観賞用の生物が野生化した例

④ 農林水産業従事者

家畜や農作物として利用されていた生物が野外に逸出し、外来種となって生態系に影響を及ぼす例があります。このため、農林水産業に携わる県民に適正な飼養・栽培を促すための周知が必要です。

各管轄部署における普及指導等において、外来種問題の啓発を行うとともに、生態系への影響を考慮した適正飼養・栽培の協力を要請していきます。

【農林水産部】



ヤギ



ドラゴンフルーツ

畜産や農業で利用される生物が野生化した例

をとおして、学校での取組を支援します。特に、アメリカザリガニやアカミミガメなど、県民に身近な特定外来生物に関する問題への理解を深めていきます。また、これらのパンフレットや教材等の資料提供にあたっては、配布後にアンケート調査等を行い、普及啓発の効果を検証します。

【環境部】【教育委員会】

（ウ）　ペットショップ・園芸ショップ等

ノネコやノイヌ、熱帯魚など、もともとペットとして飼育されていた動物や園芸植物が野外に逸出し、外来種となって生態系等に影響を及ぼす例があります。このため、県民にペットや園芸植物等の適正飼養・栽培を促すためには、取扱事業者の協力が必要です。

県内のペットや園芸植物の取扱事業者、飼育・展示施設等に対し、外来種問題の啓発を行うとともに、チラシ配布やポスター掲示への協力を要請していきます。

【環境部】



ミシシッピアカミミガメ



オウゴンカズラ（ポトス）

ペットや観賞用の生物が野生化した例

（エ）　農林水産業従事者

家畜や農作物として利用されていた生物が野外に逸出し、外来種となって生態系に影響を及ぼす例があります。このため、農林水産業に携わる県民に適正な飼養・栽培を促すための周知が必要です。

各管轄部署における普及指導等において、外来種問題の啓発を行うとともに、生態系等への影響を考慮した適正飼養・栽培の協力を要請していきます。

【農林水産部】

・県民の適切な対策の協力につなげていくため、身近なアメリカザリガニ等の具体例を記載した。



ヤギ



ドラゴンフルーツ

畜産や農業で利用される生物が野生化した例

（オ）　土木・建設業、造園業関係従事者

土木・建設工事や造園工事による資材、植木等の搬入時には、建設資材や植栽木の土壌等に紛れて外来種が侵入するおそれがあります。

外来種の他地域への侵入・拡散を防止するために、土木・建設・造園関係従事者、業界団体等に対し外来種問題の啓発を行うとともに、チラシ配布やポスター掲示等への協力を要請し、連携した情報収集及び情報共有を行います。

【環境部】【土木建築部】【農林水産部】

（カ）　運輸業関係従事者

物流に係る荷物や資材、車両、コンテナ等に外来種が付着・混入する可能性があり、運搬先等に外来種が侵入するおそれがあります。

外来種の他地域への侵入・拡散を防止するために、運輸関係業者、港湾管理者、業界団体等に対し、外来種問題の啓発を行うとともに、チラシ配布やポスター掲示等への協力を要請し、連携した情報収集及び情報共有を行います。

【環境部】

イ　情報収集・情報発信

（ア）　外来種情報ネットワークの構築

全県的な外来種対策を実施していくためには、外来種に関する情報を各地域から収集する仕組みと各地域に発信する仕組みが必要となります。

外来種の侵入状況は地域により異なることから、現状を把握している地域の組織等から情報を収集することが効果的です。また、新たな外来種の侵入・拡散の防止のため、情報提供や注意喚起を各地域に迅速に行うことも重要です。

このため、外来種に関する情報収集・情報発信を行うための、各地域の組織等を構成員とした外来種情報ネットワークを構築します。

（オ）　土木・建設業、造園業関係従事者

・土木・建設・造園関係従事者は、資材や植栽等を通じた外来種の混入・拡散リスクが高いことから対象に加えた。

（カ）　運輸業関係従事者

・運輸業関係従事者は、荷物・車両・コンテナ等による遠隔地への搬送が外来種の侵入・拡散経路となることから対象に加えた。

２）情報収集・情報発信

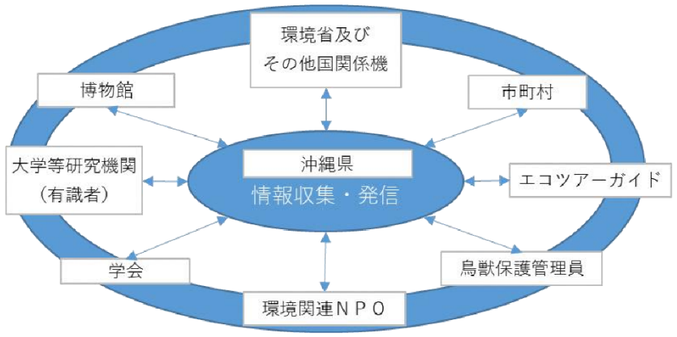
① ネットワークの構築

全県的な外来種対策を実施していくためには、外来種に関する情報を各地域から収集する仕組みと各地域に発信する仕組みが必要となります。

外来種の侵入状況は地域により異なることから、現状を把握している地域の組織等から情報を収集することが効果的です。また、新たな外来種の侵入・拡散の防止のため、情報提供や注意喚起を各地域に迅速に行うことも重要です。

このため、外来種に関する情報収集・情報発信を行うための、各地域の組織等を構成員としたネットワークを構築します。

【環境部】



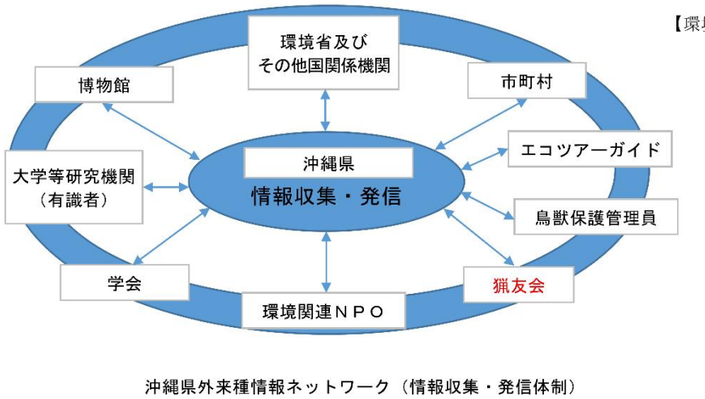
沖縄県外来種情報ネットワーク（情報収集・発信体制）

② 分布情報の把握

2015 年度から実施している「生きものいっせい調査」では、県内の全小学校の４～６年生を対象にアンケート調査を実施し、身近な在来種や希少種の情報とともに外来種の情報を収集しています。調査対象には、外来種のグリーンアノールも含まれており、在来種のアオカナヘビ類、キノボリトカゲ類と区別できるようになるなど、子どもたちの身近な生物に対する理解の深化も期待されています。

また、沖縄県ではさまざまな目的で自然環境調査が実施されており、外来種の分布情報も蓄積されています。今後もアンケート調査や自然環境調査の結果を活用し、各地域における外来種の分布情報を収集・整理します。さらに、外来種情報ネットワークを通じて新たな外来種の情報も収集します。

【環境部】



【環境部】

沖縄県外来種情報ネットワーク（情報収集・発信体制）

（イ）　分布情報の把握

沖縄県ではさまざまな目的で自然環境調査が実施されており、これらの調査の結果を活用し、各地域における外来種の分布情報を収集・整理します。さらに、外来種情報ネットワークを通じて新たな外来種の情報も収集します。

平成 27（2015）年度から実施している「生きものいっせい調査」では、県内の全小学校の４～６年生を対象にアンケート調査を実施し、身近な在来種や希少種の情報とともに外来種の情報を収集しています。また、やんばる地域においては、区長やネイチャーガイド等を対象とした外来種講習会を実施し、外来種識別ハンドブックを配布しています。これらの取組を通じて県民の生物への理解を深め、多くの県民の目を活かした外来種の監視・早期発見体制の構築を図ります。

【環境部】



生きものいっせい調査のアンケート用紙

・ノヤギやインドクジャクなど、猟友会と連携した取組もあることから、ネットワークに追加した。

（イ）　分布情報の把握

・区長やネイチャーガイド等を対象とした講習会の実施など、地域と連携した県民参加による監視・早期発見体制の構築に関する取組を追加した。





生き物いっせい調査のアンケート用紙

③ 外来種リストの見直し

沖縄県は平成 30(2018)年度に、県内において対策が必要な外来種と侵入予防が必要な外来種のリストを作成・公表しました。外来種は常に新たな種が侵入してくる可能性があることから、本リストは更新していく必要があります。①のネットワークや各調査研究等の情報を収集・整理し、定期的にリストの見直しを行います。(見直しの手続きについてはⅢ.(3)に示します。)

また、特に影響の大きな外来種が侵入した場合や侵入の危険がある場合は、早急にリストに追加するなど柔軟に更新を行います。

【環境部】

④ 情報発信

恒常的な情報発信を行うためホームページに重点対策種や重点予防種の生態情報、外来種対策の考え方等を掲載します。また、外来種に関するデータベースを掲載、更新していくことで県民や事業者等が外来種に関する情報を取得できるようにします。さらに、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアにおいて、外来種に関する正しい情報を取り上げてもらえるようプレスリリース等を積極的に行います。

【環境部】

3）人材育成・技術開発

① 人材育成

外来種問題への本格的な取り組みが始まったのは比較的近年のことであり、外来種対策のノウハウを持つ人材は限られています。一方、外来種対策の重要性は今後さらに増すと予想されることから、外来種の対策等に取り組む人材の育成が必要です。

各防除事業において講習会を開催するなど外来種対策の従事者を育成します。また、外来種は県内のさまざまな経済活動と関係があるため、関連事業者や県職員向けの研修等を通じて県庁

（ウ） 情報発信

県民や外来種防除に携わる関係者等に向け、恒常的な情報発信を行うことを目的としたホームページ「沖縄外来種.com（https://okinawa-gairaisyu.com/）」を運営します。沖縄外来種.com では、重点対策種や重点予防種の生態情報、外来種対策の考え方、外来種に関するデータベースを掲載、更新していくことで、県民や事業者等が外来種に関する情報を取得できるようにするほか、外来種の目撃情報を収集します。さらに、外来種に関する正しい情報を広く県民に発信できるよう、新聞やテレビ、ラジオ等のマスメディアに加え、ホームページや SNS など多様な媒体を活用し、迅速かつ効果的な情報発信や広報活動を積極的に行うことで、外来種の早期発見・早期対応や対策の強化につなげます。

【環境部】

ウ 人材育成・技術開発

（ア） 人材育成

外来種問題への本格的な取組が始まったのは比較的近年のことであり、外来種対策のノウハウを持つ人材は限られています。一方、外来種対策の重要性は今後さらに増すと予想されることから、農林水産業や観光業、運輸業関係など、様々な業種において、外来種の対策等に取り組む人材の育成が必要です。

ついては、県民参加型防除イベントや講習会を開催するなど、地域住民や民間企業、団体等が主体的に外来種対策を行うよう外来種に関する認識の向上を図るとともに、行政が実施する防除事業への参画を推進します。さらに、子どもたちも将来の外来種対策を担う重要な人材であることから、ア（イ）で示す取組により学校現場等での人材育成を推進します。また、イ（ア）のネットワークを通じた情報交換により各地域の外来種情報ネットワーク構成員の育成にも努めます。

【環境部】【教育委員会】【保健医療介護部】【土木建築部】【農林水産部】

（イ） 技術開発

外来種対策は対象種ごとに形態や生態が異なり、効果的な防除手法が確立されていないことが課題となっている場合があります。生態系等への影響が大きい外来種については、早急に対策技術の開発を進める必要があります。

重点対策種の防除を推進するためには、捕獲や探索等の技術開発が不可欠です。各防除事業において行政・民間企業・研究機関等と連携して技術開発を進めます。また、重点予防種についても侵入を探知するモニタリング手法や発見された際の初期防除の手法について技術開発を進めます。また、外来種の利活用検討にあたっては、生態系への影響を踏まえた調査・研究に努めるとともに、必要に応じて拡散防止技術等の開発も行います。

【環境部】【保健医療介護部】【土木建築部】【農林水産部】

・外来種リストの見直しは３(4)に移動した。

（ウ）情報発信

・県民や事業者等が外来種に関する情報を容易に取得し、目撃情報を収集できる環境を整備するとともに、外来種対策に関する情報を迅速かつ継続的に発信する「沖縄外来種.com」の運営について記載した。また、ホームページや SNS 等の多様な媒体を活用した情報発信を行い、対策強化につなげること等について記載した。

（ア）人材育成

・地域住民、事業者及び団体等の主体的な参画が重要であることから、県民参加型イベントや講習会等による人材育成と、防除事業への参画を推進していくこと等について記載した。